

香美市べふ峡温泉等再生・運営共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、「香美市べふ峡温泉等再生・運営運営事業」（以下「運営事業」）を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇香美市べふ峡温泉等再生・運営共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し当該業務の協定期間の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 香美市べふ峡温泉等再生・運営事業者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、香美市と折衝する権限並びに指定管理者制度に係る管理運営業務に係る申請書の提出、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、当該業務の履行及び第三者への委託契約その他の業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る各構成団体の業務分担及び出資の割合については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、香美市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(収益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第9条第2項別表に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第9条第2項別表に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、香美市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が香美市べふ峡温泉等再生・運営事業を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、香美市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものとあるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第9条第2項別表に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当事業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び香美市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産し、又は解散した場合においては、第15条第2項から5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び香美市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第19条 当事業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり〇〇奥物部ふるさと物産館管理運営共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持し1通を香美市に提出するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

別表

〇〇香美市べふ峡温泉等再生・運営共同事業体の業務分担表

構成団体名（団体名）	業務分担	出資割合
(代表者) 〇〇法人〇〇〇	1 〇〇の管理に関すること 2 △△の運営に関すること	〇〇%
〇〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関すること 2 △△の運営に関すること	〇〇%

注1 上記「業務分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注2 本協定書第9条第3項の定めるところにより、上記業務分担表は、香美市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。